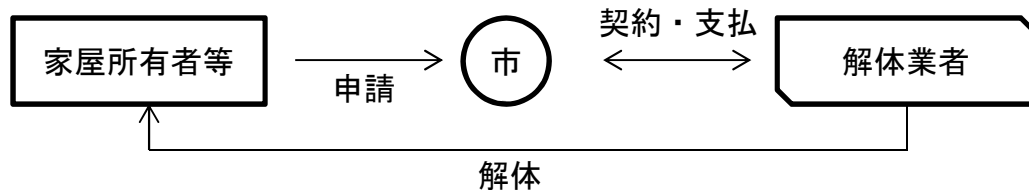




被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

佐野市
令和2年1月

本制度は、令和元年台風19号により甚大な被害を受けた家屋等について、所有者の依頼に基づき、本市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。



1 解体・撤去の対象

◆本制度の対象となる建物等は、「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋等です。

※本制度に申請できるのは、令和元年10月12日時点での家屋等の所有者です。

◆次のいずれかに該当する場合は、家屋等の基礎部分（杭基礎は除く）も対象となります。ただし、地下室は対象となりません。

- ・ 3階建までの戸建住宅
- ・ 戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

◆次のものについては、原則として本制度の対象となりません。

- ・ 建物の一部を解体する場合、リフォームにより発生した廃棄物の撤去
- ・ 空家（被災時点で居住していたものを除く。）
- ・ ブロック塀、擁壁、倉庫、カーポート等
- ・ 庭木、庭石
- ・ 残置物（家具、家電等）…原則として解体着工前に所有者等で処分してください。
- ・ 合併浄化槽、単独浄化槽（汲取り便槽含む）の撤去
- ・ 水道、ガス、電気等…解体着工前に所有者等で手続きをしてください。

2 受付から解体・撤去までの流れ

①申請受付の予約

- ・申請受付は予約制となります。

【受付期間】令和2年2月4日（火）～令和2年3月31日（火）

※事前相談の際や電話にて受付の予約を行ってください。

【事前相談期間】令和2年1月15日（水）～令和2年1月31日（金）

②申請書類の準備

- ・「3.受付に必要な書類等」をご確認いただき、必要書類を準備してください。

※事前相談にお越しいただいた方には書類をお渡しします。それ以外の方につきましては、窓口にて書類をお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

③受付（令和2年2月4日～令和2年3月31日）

- ・申請書類が整いましたら、予約した日時に受付窓口までご持参ください。

※予約をされていない場合や予約と異なる日時にお越しになった場合は、原則として受付できませんのでご注意ください。

佐野市役所 本庁舎1階 佐野市紹介スペース（復興推進本部公費解体担当）

【お問合せ】0283-86-9372

④書類審査、現地確認、決定通知

- ・受付した申請書類の審査及び現地調査を行います。
- ・審査等の結果により、公費解体実施の是非について決定通知を行います。

⑤事前立会（工事着手）

- ・受付が完了し、準備が整い次第、所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、対象範囲や工事日程等の打合せを行います。

※この時までにはライフライン（電気、水道等）の切断などの手配をお願いします。

⑥解体・撤去工事

※工事の都合上、着工は受付順とはなりませんので、予めご了承ください。解体・撤去工事の開始は令和2年4月以降となります。時期が決まりましたらご連絡いたします。

⑦完了立会（工事完了）

- ・所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。
- ・後日、佐野市から「解体・撤去完了通知書」を郵送いたします。

3 受付に必要な書類等（公費解体）

（※下記以外にも別途書類が必要になる場合があります。）

◆必ずご用意いただく書類

- 申請書（個人・個人事業所…様式1、法人…その2）
- 申請者（家屋所有者）の印鑑登録証明書【原本】
※法人の場合は、商業・法人登記簿謄本【原本】
- 窓口に来られる方の身分証明書【原本】 ※コピーをとってお返しします。
 - ・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
 - ・写真が付いていない健康保険証等は2種類
- 被災家屋等の「り災証明書」【原本】 ※コピーをとってお返しします。
- 発災日における被災家屋等の居住及び利用状況が確認できるもの
※公共料金領収書等（発災日前後3ヶ月以内のもの）
※ご用意できない場合は、上水道の利用状況確認に同意いただきます。
- 被災家屋等の写真※現像したものやカラー印刷したもの。
 - ・被災家屋等の全景写真
- 被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】
※未登記の場合は「家屋所有証明書」【原本】
（資産税課、各行政センター、各支所にて発行可）
※どちらも、令和元年10月12日以降に発行されたもの。
- 建物配置図
- 位置図

◆代理人の方が手続きを行う場合にご用意いただく書類

- 委任状（様式2）
- 委任状（事前立会い用）（様式4）

◆共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

- 解体撤去同意書（その1）
- 共有者の印鑑登録証明書【原本】 ※共有者全員の分

◆所有者が死亡されている場合

- 【相続人が決定している場合】遺産分割協議書【写し】
- 【相続の協議が完了していない場合】解体撤去同意書（その1）
- 相続人の印鑑登録証明書【原本】 ※相続人全員の分
- 除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等（所有者が死亡していることがわかる書類）
- 相続人全員分の戸籍謄本【原本】

◆抵当権、根抵当権等が設定されている場合にご用意いただく書類

- 解体撤去同意書（その2） ※関係権利者全員の分
- 権利関係者の印鑑登録証明書【原本】

◆賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類

- 解体撤去同意書（その2）
- 借家人の印鑑登録証明書【原本】
 - ※賃借人全員の分
 - ※マンションの場合は、建替決議又は建物取壊し決議の議決書等

4 Q & A

Q 1 制度の対象となる被災家屋の解体・撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

A 1 市が解体業者に発注して解体・撤去を行うため、所有者の負担は必要ありません。ただし、解体・撤去の支障となる電気、ガス、水道をはじめとするライフラインの切断などは、解体・撤去前に所有者の責任により行っていただく必要があります。

Q 2 家屋と同じ敷地内にある物置やブロック塀も解体・撤去してもらえるのか？

A 2 原則対象外。解体工事の支障となる場合は、解体・撤去の対象となる場合があります。ただし、ブロック塀の基礎は残します。

Q 3 被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのか？

A 3 市で行うのは、被災家屋全体の解体・撤去のみとなります。増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、その一部だけを解体・撤去することはできません。

Q 4 庭木・庭石や駐車場などの土間コンクリートは、撤去してもらえるのか？

A 4 庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体撤去しません。

Q 5 敷地内に住家と倉庫があるが、住家と一緒に倉庫を解体・撤去してもらえるのか？

A 5 原則対象外。解体工事の支障となる場合は、解体・撤去の対象となる場合があります。申請受付後に現地調査を行ない、対応を検討します。

Q 6 被災証明書が発行されない家屋等であるが、解体・撤去してもらえるのか？

A 6 原則対象外。倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性がある家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。

Q 7 解体する前に荷物等を搬出する必要があるのか？

A 7 解体着工前に建物内の残置物が無いように所有者等で処分してください。